

大阪・関西万博 関西広域連合 WEB パビリオン構築・運用業務 仕様書

1 業務名

大阪・関西万博 関西広域連合 WEB パビリオン構築・運用業務

2 業務の趣旨・目的

関西広域連合では、大阪・関西万博の会場に出展するパビリオン（以下「関西パビリオン」という。）の建築計画や展示計画、行・催事計画などの基本的な方針を定めた「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）関西パビリオン出展基本計画（以下「出展基本計画」という。）」を令和5年5月に策定・公表した。

関西パビリオンは、『いのち輝く関西悠久の歴史と現在』を出展テーマとし、関西各地の魅力を国内外に発信し、万博と各地をつなぐゲートウェイとなることをめざしている。

また、リアルに関西を体感できる関西パビリオンと併せ、会場外からも関西の魅力を感じられるWEB上でのパビリオン（以下「WEBパビリオン」という。）の展開をめざしている。

WEBパビリオンの構築・運用に当たり、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

3 業務期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

<業務スケジュール（予定）>

現時点での想定であり、事業者との協議により、発注者が認める場合に変更する可能性がある。

令和5年10月上旬 契約締結・業務開始

令和5年12月頃 WEBパビリオンプレオープン
（情報発信機能及び広域周遊促進機能の構築）

令和6年3月 業務完了

4 委託上限額

48,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

5 関西パビリオン及びWEBパビリオンの概要

関西パビリオン及びWEBパビリオンの概要については、出展基本計画で示している。

本プロポーザルに当たっては、出展基本計画を理解の上、提案すること。

6 提案を求める事項

出展基本計画を踏まえ、次の（1）から（5）の業務の実施について企画・提案すること。

(1) 大阪・関西万博及び関西パビリオンの情報発信及び機能連携に関する業務

ア 業務内容

①大阪・関西万博の情報発信に関する業務

大阪・関西万博に向けては、主催者である公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が取組を進めているほか、国、大阪府、大阪市、経済団体など、様々な関係団体が万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現に向けて取組を行っている。

大阪・関西万博の成功に向けて、万博の機運醸成を図り、国内外からの多くの来訪者の誘客につなげるため、大阪・関西万博の情報発信に関する業務を行うこと。

業務を行うに当たっては、博覧会協会や国、自治体をはじめとした関係団体の万博関連情報を収集し、即時性に留意しつつ、効果的に情報発信すること。

②関西パビリオンの情報発信に関する業務

関西パビリオンについては、令和4年8月から建築設計を開始し、同年10月には建築計画の概要を公表した。また、令和5年5月に策定・公表した出展基本計画において、展示計画や運営計画などの基本的な方針を定め、取組を進めているところである。

WEBパビリオンにおいては、関西パビリオンへの誘客及び大阪・関西万博の機運醸成を図るため、出展参加府県における関西パビリオンの取組も含め、関西パビリオンに関する情報発信に関する業務を行うこと。

③パビリオン予約機能等万博アプリ・万博ポータルとの機能連携に関する業務

大阪・関西万博においては、博覧会協会が万博来場者向けに万博アプリやポータルサイトを構築する予定である。また、万博会場への来場予約やパビリオン予約機能も構築される予定である。

本プロポーザル開始時点ではこれらの機能の詳細については未定であるが、発注者とともに博覧会協会に確認し、相乗効果が見込めるか等について見極めた上で、機能連携に係る業務を行うこと。

業務を行うに当たっては、博覧会協会で構築される機能とWEBパビリオンで構築すべき機能を理解した上で、最適化を図ること。

イ 提案を求める事項

①大阪・関西万博に関する情報の収集方法・発信機能について、具体的に提案すること。

②関西パビリオンに関する効果的な情報収集及び情報発信について、具体的に提案すること。

③博覧会協会が構築する各機能とWEBパビリオンとの連携について、機能連携のイメージを提案すること。

(2) 広域周遊観光の促進に関する業務

ア 業務内容

①観光関連情報の収集・発信に関する業務

関西パビリオンをゲートウェイとし、万博会場から関西各地へ、また、関西各地から万博会場への来訪を促すため、WEBパビリオンにおいて関西各地の観光情報を収集・発信する業務を行うこと。

業務を行うに当たり、関西各府県や関係機関からの情報提供や協議・調整が必要となる場合は、発注者と受注者が協力して取り組むこととする。

②広域周遊ルートの検索・案内機能に関する業務

万博会場までのアクセスルートや、①で収集した観光情報を活用した万博会場から関西一円への周遊ルート案内など、広域周遊を促進する機能を付加するために必要な業務を行うこと。

イ 提案を求める事項

- ①観光関連情報の収集及び発信方法について、具体的に提案すること。
- ②広域周遊を促進する機能について、具体的に提案すること。

(3) 関西全体の魅力を発信するオリジナルコンテンツの制作に関する業務

ア 業務内容

関西に住んでいる人々のみならず、日本全国・世界中に関西の魅力を発信できるよう、創意工夫を凝らしたコンテンツを展開することにより、関西の魅力の新発見・再認識につなげられるオリジナルコンテンツを制作すること。

また、オリジナルコンテンツには、関西パビリオンと連動可能な映像コンテンツを府県市民参加型企画により制作するものを含むこととする。

なお、オリジナルコンテンツは単一のコンテンツに限るものではなく、複数のコンテンツで構成することも可とする。

イ 提案を求める事項

- ①オリジナルコンテンツの構成及び内容について、具体的に提案すること。
- ②関西パビリオンと連動したコンテンツ企画について、具体的に提案すること。
- ③府県市民参加型企画の企画案、参加対象、募集方法等、実施方法について、具体的に提案すること。

(4) バーチャル万博に関する業務

ア 業務内容

大阪・関西万博では、博覧会協会により、先端的なバーチャル技術の活用により万博の魅力と発信力を高め、インクルーシブな万博として多くの方にバーチャル参加体験をいただくことで、実際の夢洲会場との相互誘客される新しい未来社会を実現するため、「バーチャル万博」が実施される。

本業務においては、博覧会協会が提示するバーチャル万博に関するガイドラインに従い、関西パビリオンのバーチャル万博におけるコンテンツ制作について企画・検討を行い、出展計画を策定するものとする。

イ 提案を求める事項

バーチャル万博における関西パビリオンのコンテンツについて、制作イメージを提案すること。

(5) その他の業務

ア 業務内容

①多言語対応に関する業務

WEBパビリオンのコンテンツは、多言語で発信できるように構築すること。日本語及び英語は必須とする。

②保守運用に関する業務

サーバ保守、ドメイン管理、セキュリティ構築、バックアップ、アクセス解析、コンテンツ更新、情報管理その他サイトの円滑な管理運営に必要な体制・措置を講じること。

7 プレサイト構築・運用事業者からの引継ぎ

関西広域連合が令和4年度に構築した「関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト」のデータについては、当該プレサイトの構築・運用事業者から引継ぎを受けること。

【関西広域連合 WEB パビリオンプレサイト】

<https://future.kouiki-kansai.jp/>

8 発注者への報告及び関係者との連絡・調整

(1) 業務の分析・評価の実施等

本業務や今後の発注者の施策に活かすため、本業務の実施において判明した課題やニーズ等について調査・分析し、随時業務に反映させるとともに発注者へ報告すること。

(2) 関係者との連絡・調整

本業務の実施に当たっては、効果的に成果をあげるため、発注者と十分に事前協議を行いながら進めること。また、本業務に必要な関係者との調整を行うこと。

(3) その他

提案内容については、発注者と協議を行いながら真摯に履行すること。

別途、発注者が指定する会議等がある場合、出席すること。

9 成果品

(1) 成果品

WEBパビリオンの構築に当たり制作したコンテンツ及びシステム並びに運用マニュアル、その他発注者が別途指示するものを成果品として納めること。

(2) 納品期限

協議の上、別途定める。

(3) 成果品に関する留意事項

ア 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。

なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。

イ 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

10 委託業務の一般原則等

- (1) 関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手順により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わす等、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本業務の実施で得られた成果、価値、情報（個人情報を含む。）等については発注者に帰属する。
- (4) 本業務の受託期間終了後は、発注者及び発注者が指定する他の事業者へ、ホームページの運営に係るドメインやサーバー、SNS等のアカウント、本業務により獲得した人脈、ネットワーク、権利関係等本業務の一切について、円滑に引き継ぎを実施するものとする。
- (5) 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議するとともにその決定に従うものとする。

11 委託業務の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、業務年度終了後5年間保存すること。

12 委託業務の実施状況の報告

- (1) 受託者は、業務終了時に業務全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を発注者へ報告すること。
- (2) 発注者は、必要に応じて業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、受託者は、これに協力するものとする。

13 本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託業務を実施するに当たり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行すること。